



山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外 (26)

目 次

企業局関係

規 程

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程.....	1
山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程.....	3
山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程.....	4
山形県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程.....	同
山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程.....	同

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第5号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中

総務課	庶務係
企画調整課	
電気課	業務係、土木係
水道課	調整係

を

総務企画課	庶務係
電気課	土木係
水道課	

に改める。

第5条(見出しを含む。)中「総務課」を「総務企画課」に改め、第21号を第26号とし、第14号から第20号までを5号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の5号を加える。

- (14) 局の長期計画に関する事。
- (15) 公営企業資産運用事業に関する事。
- (16) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事務の総括に関する事。
- (17) 公舎及び局内設備(他課で所掌するものを除く。)の管理並びに局内建築物の営繕に関する事。
- (18) 駐車場事業に関する事。

第6条及び第7条を次のように改める

第6条及び第7条 削除

「第1節 発電管理事務所」を「第1節 発電管理事務所及び発電建設事務所」に改める。

第14条中「発電管理事務所」を「発電管理事務所及び発電建設事務所」に改める。

第15条の表中

山形県企業局南部 発電管理事務所	長 井 市	野川第一発電所 野川第二発電所 白川発電所 朝日川第一発電所 朝日川第二発電所	を
---------------------	-------	---	---

山形県企業局南部 発電管理事務所	長 井 市	野川第一発電所 野川第二発電所 白川発電所 朝日川第一発電所 朝日川第二発電所	に改める。
山形県企業局南部 地区発電建設事務 所	長 井 市	新野川第一発電所 野川第二発電所(移設) 横川発電所	

第16条に次の1項を加える。

- 2 発電建設事務所は、所管する発電所の建設に関する事務を処理する。

第25条の表中 「給水係」 を 「」 に改める。

第28条第1項の表中 「庄内地区水道事務所平田支所 支所長、副支所長、課長、係長」 を

南部地区発電建設事務所	所長、副所長	に改める。
庄内地区水道事務所平田支所	支所長、副支所長、課長、係長	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(山形県企業局宿泊施設管理規程の一部改正)
- 2 山形県企業局宿泊施設管理規程(昭和46年4月県企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。
第3条、第6条第1項及び第10条中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。
(山形県企業局自家用電気工作物保安規程の一部改正)
- 3 山形県企業局自家用電気工作物保安規程(昭和48年11月県企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中 「総務課」 を 「総務企画課」 に改める。

(山形県企業局安全衛生管理規程の一部改正)

- 4 山形県企業局安全衛生管理規程(昭和50年3月県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。
第6条第2項中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

(山形県企業局職員審査会規程の一部改正)

- 5 山形県企業局職員審査会規程(昭和52年2月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。
第6条中「総務課」を「総務企画課」に改める。

(山形県公営企業固定資産管理規程の一部改正)

- 6 山形県公営企業固定資産管理規程(昭和56年4月県企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。
第4条、第11条、第15条第2項、第29条第1項、第34条及び別記様式第4号中「企画調整課長」を「総務企画課長」に改める。

山形県企業管理規程第6号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程(昭和40年6月県企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第12条第1項中「南部発電管理事務所」を「南部発電管理事務所、南部地区発電建設事務所」に改める。

別表第1(局長専決事項)の項第28項及び第29項中「7,000万円(水道の布設工事に係るものにあつては、1億円)」を「3億円」に改め、同表(局長専決事項)の項第33項第5号中「3,000万円」を「5,000万円」に、「50万円」を「1,000万円」に改め、同項第10号及び第11号中「以内の」を「を超える」に改め、同表(局長専決事項)の項第34項第2号中「3,000万円」を「5,000万円」に改め、同表(課長共通専決事項)の項第22項第8号中「1,000万円」を「2,000万円」に、「50万円」を「1,000万円」に改め、同項第12号及び第13号中「100万円」を「300万円」に改め、同表(総務課長専決事項)を次のように改める。

(総務企画課長専決事項)

- 1 職員に係る扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当、児童手当及び児童手当法附則第6条第1項に規定する給付の支給についての確認及び認定並びに支給額の決定及び改定に関すること。
- 2 日々雇用職員(包括選考する者及び技能労務に従事する者で雇用継続予定期間が15日未満のものを除く。)の雇用に関すること。
- 3 管理者及び局長の決裁に係る次に掲げるものに係る入札の執行及び落札者の決定に関すること。
 - (1) 工事
 - (2) 1件の予定金額が1,000万円を超える工事原材料
 - (3) 工事に係る調査、設計及び測量
- 4 本局並びに山形県営駐車場及び県民ゴルフ場において使用する物品(固定資産及びたな卸資産に整理するものを除く。)の管理及び処分に関すること。
- 5 支出予算のうち、配当を受けた金額の範囲内で次に掲げる経費に係る支出負担行為をすること。
 - (1) 報酬、給料及び職員手当(退職手当を除く。)
 - (2) 法定福利費及び厚生福利費
 - (3) 消耗品費
 - (4) 通信運搬費
 - (5) 雑費のうち、自動車重量税及び広告費
- 6 債権の強制執行その他その保全及び取立てに関する必要な措置に関すること。
- 7 1件の金額が500万円以内の費目の流用に関すること。
- 8 企業債及び長期借入金の定期償還並びに一時借入金の借入れ(当座借越及び局内他会計に係るものに限る。)及び返済に関すること。
- 9 1件の支出負担行為の金額が300万円を超えるものに係る支出命令に関すること。
- 10 有価証券の出納の通知に関すること。
- 11 別に定めるものを除き、工事並びに工事に係る調査、設計及び測量の検査に関すること。
- 12 公舎(山形県企業局職員住宅管理規程(昭和30年8月県電気事業管理規程第4号(以下「住宅管理規程」という。))第1条に規定するものをいう。以下同じ。)の指定及び指定の解除並びに住宅管理規程第5条の2の規定による公舎料の減免に関すること。
- 13 1件の取得金額が100万円以内の固定資産の処分に関すること。

別表第1(企画調整課長専決事項)の項を削り、同表(電気課長専決事項)の項中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同表(水道課長専決事項)の項第2項中「第13条第1項」を「第11条第1項」に改める。

別表第2左欄第17項中「2,000万円」を「5,000万円」に、「200万円」を「500万円」に改め、同欄第22項中「50万円」を「100万円」に改め、同欄第23項第12号中「1,000万円以内」を「2,000万円以内」に、「その他の事務」を「1件の予定金額が1,000万円以内のその他の事務」に、「結果1,000万円」を「結果2,000万円」に改め、同項第17号中「100万円」を「250万円」に改め、同項第18号中「100万円」を「200万円」に改め、同項第19号中「200万円」

第2条第1項中「企画調整課長」を「総務企画課長」に改め、同条第2項第1号中「企画調整課」を「総務企画課」に改め、同条第3項中「企画調整課長」を「総務企画課長」に改める。

第2条の2第4号中「南部発電管理事務所」を「南部発電管理事務所又は南部地区発電建設事務所」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成17年4月1日印刷
平成17年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056